NEWS RELEASE
Chugoku District Transport Bureau

人と物の移動を見つめ支えます
国土交通省中国運輸局

令和８年１１月５日

旅客船の輸送の安全確保に関する警告[注1]書を発出しました

令和８年８月２８日に瀬戸内シーライン株式会社に対して、中国運輸局の運航労務監理官が船員法にかかる立入検査を実施したところ、船員の雇入れ手続きが適切に行われていないなどの違反が確認されました。

それを端緒に令和８年９月７日に船舶「SEA SPICA」、令和８年９月１６日に事業場に対して、海上運送法第２５条第１項にかかる立入検査を実施したところ、海上運送法に基づく安全管理規程遵守違反の事実が確認されました。

今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、下記のとおり輸送の安全確保に関する警告書を発出しましたので、お知らせいたします。

注１：警告：国土交通省海事局長通達「旅客運送船舶運航事業者に対する行政処分等の基準について」（令和６年３月２９日付け国海安第１８３号、国海内第１９９号、国海外第７００号）によって違反点数制度による処分基準が定められている。違反点数の累計が 16 点未満の場合には、原則警告等の行政指導を行うこととなる。

記

１．発出年月日

令和８年１１月５日　（木）

２．対象事業者

事業者の名称：瀬戸内シーライン株式会社

事業者の住所：広島県広島市南区宇品海岸１－１３－１３

代表者の氏名：代表取締役社長　内堀　達也

３．警告の内容及び違反点数

以下に掲げる措置について、令和８年１２月４日（金）までに当局あて文書で報告すること。

（１）　運航管理者等は、安全管理規程第１８条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、関係法令及び安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。【２点】

（２） 運航管理者は、安全管理規程第２３条に基づき、関係法令を遵守し、輸送の安全性を検討した上で配乗計画を作成すること。【１点】

４．当該事業者に対する違反点数付与状況

今般付与する違反点数及び当該事業者の累積違反点数は、以下のとおり。

（１）今般付与する違反点数　３点

（２）当該事業者の累計点数　３点

【問い合わせ先】
中国運輸局海上安全環境部 運航労務監理官
中林（なかばやし）・荒川（あらかわ）・吉崎（よしざき）　TEL:082-228-8708